

週休日の割振り及び振替等の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年郡山市条例第32号。以下「条例」という。）、郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年郡山市規則第36号。以下「規則」という。）郡山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年郡山市規則第36号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）に基づき、週休日の割振り及び振替等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 この要綱の対象となる職員は、郡山市職員定数条例（昭和42年郡山市条例第54号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に掲げる職員（企業職員を除く。）とする。

(開庁機関に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り権者等)

第3条 条例第4条第2項ただし書きに規定する職員の週休日及び勤務時間の割振りは、庶務事務システム（電子情報処理組織を使用して職員の勤務管理等の事務処理を行うシステムをいう。以下、同じ。）により行う。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、所属長が職員の週休日の指定簿（第1号様式）により行うものとする。

(週休日及び勤務時間の割振りの基準)

第4条 前条の週休日及び勤務時間の割振りを行うに当たっては、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設ける場合を除き、別表に定める基準に従うものとする。

2 所属長は、前項に規定する基準によりがたい事情が生じた場合又は新たに基準を設ける必要が生じた場合は、あらかじめ週休日及び勤務時間の割振り基準（変更）申請書（第2号様式）を総務部長に提出するものとする。

(週休日の振替及び半日勤務時間の割振りの変更)

第5条 条例第5条の特に勤務することを命ずる必要がある場合とは、次に掲げる場合その他当該週休日以外に当該業務を行わせることができない場合又は当該週休日に勤務を命じないことが業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる場合をいう。

(1) 各種行事、大会等特定の期日に予定されている業務を命ずる場合

(2) 例年、特定の時期に集中する業務を命ずる場合

2 週休日と振り替えることができる勤務日又は週休日に割振りの変更をすることができる半日勤務時間は、当該週休日（勤務を命ずる必要がある日）を起算日とする4週間前の日から8週間後の日までの期間内にあるものに限られるものとする。

3 週休日の振替（以下「振替」という。）又は半日勤務時間の割振りの変更（以下「割振りの変更」という。）を行う場合には、次に掲げる基準を充たすようにしなければならない。

(1) 1週間当たりの勤務時間は、40時間を超えないこと。ただし、交替制勤務の職員等労働基準法（昭和22年法律第49号）の変形労働時間が適用される職員については、この限りではない。

(2) 週休日が4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務時間が割り振られた日が引き続き24日を超えないこと。

4 振替又は割振りの変更の対象となった日又は時間を再度振替又は割振りの変更の対象とすることはできないものとする。

5 振替又は割振りの変更は、それぞれ7時間45分又は半日勤務時間を単位として行わなければ

ならず、振替若しくは割振りの変更ができなかった場合又は半日勤務時間に満たない勤務を命じた場合は、勤務を命じたすべての時間について時間外勤務となる。

- 6 振替又は割振りの変更を行う場合において、勤務することを命ずる必要がある日に割り振る勤務時間は、週休日に変更される勤務日の勤務時間の始まる時刻から終わる時刻までの時間帯に割り振るものとする。ただし、これと異なる時間帯に割り振ることが業務上特に必要であると所属長が認める場合は、この限りでない。

(週休日の振替等の事務手続き)

第6条 所属長は、前条第1項に規定する業務がある場合は、週休日の振替等又は休日の代休に係る対象業務実施予定報告書(第3号様式)を当該週休日(勤務を命ずる必要がある日)を起算日とする4週間前までに人事課長に提出する。

- 2 振替又は割振りの変更は、あらかじめ庶務事務システムに必要な事項を入力することにより行い、これにより所属職員に速やかに明示するものとする。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、週休日の振替・半日勤務時間割振り変更簿(第4号様式)により行い、所属職員に速やかに明示する。

- 3 振替又は割振りの変更を職員が希望しない場合は、所属長はこれを行わないものとし、この場合においては、勤務を命じたすべての時間について時間外勤務となる。

- 4 振替又は割振りの変更により、新たに週休日又は半日勤務時間が割り振られないこととなる日の指定に当たっては、所属長は職員の希望を十分配慮して行うものとし、週休日(勤務を命ずる必要がある日)に勤務を命ずることが確実でない場合又は半日勤務時間に満たない勤務時間に変更して勤務を命じることになるおそれがある場合は、当該週休日以前の指定は行わないこと。

(休日の代休日)

第7条 条例第9条第1項の休日に特に勤務することを命ずる場合については、第5条第1項の規定を準用する。

- 2 休日に代わる日として指定することができる勤務日(以下「代休日」という。)は、当該休日(勤務を命ずる必要がある日)を起算日とする8週間後の日までの期間内にあるものに限られるものとする。

3 代休日において勤務を要しないものとする(以下「代休」という。)は、7時間45分を単位として行わなければならない。代休日に代休が実施できなかった場合又は7時間45分勤務に満たない勤務を命じた場合は、勤務を命じたすべての時間について時間外勤務となる。

(休日の代休の事務手続き)

第8条 前条第1項において準用する第5条第1項に規定する業務がある所属は、週休日の振替等又は休日の代休に係る対象業務実施予定報告書(第3号様式)を当該休日(勤務を命ずる必要がある日)までに人事課長に提出する。

2 代休日の指定は、あらかじめ庶務事務システムに必要な事項を入力することにより行い、これにより所属職員に速やかに明示するものとする。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、休日の代休日指定簿(第5号様式)により行い、所属職員に速やかに明示するものとする。

- 3 代休を職員が希望しない場合は、所属長はこれを行わないものとし、この場合においては、勤務を命じたすべての時間について時間外勤務となる。

- 4 代休日の指定に当たっては、所属長は職員の希望を十分配慮して行うものとする。

(週休日等の特例)

第9条 所属長は、勤務の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替又は半日勤務時間の割振りの変更及び休日の代休について別段の定めをする必要が生じた場合は、あらかじめ週休日等基準(変更)申請書(第6号様式)を総務部長に提出するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、週休日等の割振り及び振替等に関して必要な事項は、そのつど総務部長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年9月1日から施行する。

(郡山市土曜閉庁方式による完全週休二日制取扱要綱の廃止)

2 郡山市土曜閉庁方式による完全週休二日制取扱要綱(平成4年7月31日制定)は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に廃止前の郡山市土曜閉庁方式による完全週休二日制取扱要綱第4条第1項の規定により8週13休を実施している所属については、第4条第1項の規定にかかわらず、平成9年3月31日まではなお従前の例による。

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

3 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

4 この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

5 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

6 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

別表（第4条関係）

特定開庁機関に勤務する職員の週休日
及び勤務時間の割振り基準

週休日及び勤務時間の 割振り基準の内容	所属（部・課・係等名）	基準が適用される職員の範囲
割り振り単位となる期間 [4週間] 週休日の日数 [6日]	休日・夜間急病センター	休日・夜間急病センターで夜間勤務に従事する職員
割り振り単位となる期間 [4週間] 週休日の日数 [6～7日]	保育所	保育所に勤務する職員
割り振り単位となる期間 [4週間] 週休日の日数 [7日]	富久山クリーンセンター 河内クリーンセンター 総合地方卸売市場管理事務所	富久山クリーンセンターに勤務する職員 河内クリーンセンターに勤務する職員 総合地方卸売市場管理事務所に勤務する職員